

(案)

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成 30 年 11 月 22 日付け東金市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
 - ・福岡路線
 - ・豊成路線

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
 - ・福岡路線
東金市役所前（起点）～ふれあいセンター～東金市役所前～福俵～福岡地区循環～福俵～東金市役所前～ふれあいセンター～東金市役所前（終点）
 - ・豊成路線
東金市役所前（起点）～ふれあいセンター～求名駅～豊成地区循環～求名駅～ふれあいセンター～東金市役所前（終点）

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - ・大人（高校生以上） 300 円
 - ・障がい者等 100 円
 - ・小中学生 100 円
 - ・大人同伴の乳幼児 無料

※障がい者等・・・①身体障がい者（1種）、知的障がい者（1種）及び付添人
②身体障がい者（2種）、知的障がい者（2種）、精神障がい者
及び介護認定者

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
 - ・適用する期間 平成 31 年 4 月 1 日から
 - ・運 行 日 日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く月曜日から土曜日

※土曜日の運行本数・時刻は平日と同一

平成 年 月 日
東金市地域公共交通会議
会長 岡澤 茂